

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.198

【共通】問1 次に掲げる防火対象物で、その管理について権原が分かれているもののうち、消防法令上、統括防火管理者を定める義務がないものを1つ選べ。

- (1) 養護老人ホームと老人デイサービスセンターからなる防火対象物で、地階を除く階数が2、かつ、収容人員が50人のもの
- (2) 複数の飲食店からなる防火対象物で、地階を除く階数が3、かつ、収容人員が30人のもの
- (3) 事務所と共同住宅からなる防火対象物で、地階を除く階数が5、かつ、収容人員が50人のもの
- (4) 複数の事務所からなる防火対象物で、高層建築物に該当し、かつ、収容人員が1,000人のもの

【消防用設備等】問1 令別表第1に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物を危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の1,000倍以上貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分には、所定の消火設備を設置しなければならない。

以下の指定可燃物のうち、消防法令上、消火設備として粉末消火設備を設置できるものを1つ選べ。

- (1) 綿花類、木毛及びかんなくず、ほろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を除く。）、糸類、わら類再生資源燃料又は合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずに限る。）に係るもの
- (2) ほろ及び紙くず（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品に限る。）又は石炭・木炭類に係るもの
- (3) 可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。）に係るもの
- (4) 木材加工品及び木くずに係るもの

【消防用設備等】問2 無線通信補助設備に関する以下の文のうち、消防法令上、誤っているものを1つ選べ。

- (1) 無線通信補助設備は、別表第1（16の2）項に掲げる防火対象物で、延べ面積が700㎡以上のものに設置するものとする。
- (2) 無線通信補助設備は、漏洩同軸ケーブル、漏洩同軸ケーブルとこれに接続する空中線又は同軸ケーブルとこれに接続する空中線（(3)において「漏洩同軸ケーブル等」という。）によるものとする。
- (3) 漏洩同軸ケーブル等は、消防隊相互の無線連絡が容易に行われるものとして消防長又は消防署長が指定する周波数帯における電波の伝送又は輻射に適するものとする。
- (4) 漏洩同軸ケーブル又は同軸ケーブルの公称インピーダンスは、50オームとし、これらに接続する空中線、分配器その他の装置は、当該インピーダンスに整合するものとする。

【防火査察】問1 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処

理に関する次の記述のうち、不適当なものはどれか。

- (1) 法第9条の規定に基づき火を使用する設備等に関する位置等の基準を定めた市町村条例に違反が認められた場合には、具体的な危険性に応じ、「指導」、「警告」を行うほか、法に基づく措置命令（法第3条第1項、法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1等）を発動する必要がある。
- (2) 法第8条の2の3第5項違反として法第46条の5までに規定する過料を適用するためには、違反である防火対象物が存する住所地を管轄する地方裁判所に過料に処せられるべき者であったことを証する資料等を添付して過料事件を通知する必要がある。
- (3) 法第3条第1項、法第5条第1項及び法第5条の3第1項命令違反の代執行要件は、必要な措置を命ぜられた者が、「措置を履行しないとき」、「履行しても十分でないとき」、又は「その措置の履行について期限が付されている場合にあっては履行しても当該期限までに完了する見込みがないとき」のいずれかに該当するときである。
- (4) 一般に附加条例と呼ばれる法第17条第2項により委任されている市町村条例の基準違反に対する違反処理については、法第17条の4第1項に基づく消防用設備等の設置維持命令を防火対象物の関係者で権原を有する者に発動する必要がある。

【防火査察】問2 消防法（以下「法」という。）の違反処理に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 飲食店の立入検査を実施したところ、階段に避難の支障になるロッカー等を存置する法第8条の2の4の規定違反を繰り返していたことが確認できたので、同法の規定違反に対する直接の罰則規定を適用するため、飲食店の管理について権原を有する者を告発することとした。
- (2) 工場の立入検査を実施したところ、消防設備士でない当該工場の従業員が、法第17条第1項の義務ではなく関係者が任意に設置した緩降機の設置工事をしていたことが確認できたので、同法の規定違反に対する直接の罰則規定を適用するため、設置工事をした当該従業員を告発することとした。
- (3) 法第8条の2の2第1項に該当するホテルの立入検査を実施したところ、防火対象物点検資格者による点検は実施していたが、長期間、消防署長にその点検結果を報告していないことが確認できたので、同法の規定違反に対する直接の罰則規定を適用するため、ホテルの管理について権原を有する者を告発することとした。
- (4) 法第8条の2に該当する高層建築物の立入検査を実施したところ、統括防火管理者が定められていないことが確認でき、同法第5項に基づき統括防火管理者の選任命令を発動したが、当該命令に従わないので、選任義務のある全ての管理について権原を有する者を統括防火管理者選任命令違反で告発することとした。

〔石油コンビナート〕

問1 答 (4)

解説 石油コンビナート等災害防止法施行令第13条参照。

〔無線法規〕

問1 答 (3)

解説 規定されているのは正しい選択肢の3項目。選択肢(3)は規定されていない。

〔国民保護〕

- 問1 答 ア 武力攻撃
イ 責務
ウ 協力
エ 住民の避難
オ 救援

解説 国民保護法第1条参照。

〔警防〕

問1 答 (4)

解説 二次消防運転などの試験は、専門技術者にまかせる。

=====**消防司令問題**=====

〔消防時事〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 除雪作業中の事故のため、誤り。
(2) 地下40m以深のため、誤り。
(3) 液化石油ガスのため、誤り。
(4) 正しい。
(5) 義務が規定されているため、誤り。

〔消防法規〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 所有者等が定めるため、誤り。
(2) 10倍以上のため、誤り。
(3) 市町村長等のため、謝り。
(4) 正しい。
(5) 認可のため、誤り。

〔地方自治制度〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 自治紛争処理委員のため、誤り。
(2) 正しい。
(3) 特別地方公共団体のため、誤り。
(4) 設置できるため、誤り。
(5) 広域連合は、管理者ではなく長のため、誤り。

〔救急〕

問1 答 (4)

- 解説 (1) 身体的虐待。
(2) 家族、特に子どもによる虐待が半数である。
(3) 80歳以上。

(5) 医療機関。

出典 改訂第10版救急救命士標準テキストP. 661~662

問2 答 (1)

解説 (1) 率直に尋ねる。

参考：「TALK」の原則 T(Tell)：誠実な態度で話しかける、A(Ask)：自殺についてははっきりと尋ねる、L(Listen)：相手の訴えに傾聴する、K(Keep safe)：安全を確保する。

出典 改訂第10版救急救命士標準テキストP. 679~680

〔救急〕

問3 答 (2)、(5)

解説 火災・災害等即報要領(抜粋)

第2 即報基準

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故(社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む)。

出典 「火災・災害等即報要領」(昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官)参照。

〔警防〕

問1 答 (2)

解説 災害現場における指揮本部長の位置は、常に明確でなければならない。指揮本部開設後は、努めて指揮本部において指揮を行う。ただし、緊急事態発生など指揮本部長の判断が必要な場合は、指揮本部の運営を任せることのできる指揮担当を残す必要がある。

=====**予防技術検定模擬テスト**=====

〔共通〕

問1 答 (1)

解説 (1) 令第3条の3第1号により、(6)項ロが存する(6)項イの場合、統括防火管理者の設置義務があるのは地階を除く階数が3以上で、かつ、収容人員が10人以上のものとしてされており、収容人員10人以上という要件は満たすが地階を除く階数が2であるため、誤り。

(2) 令第3条の3第2号により正しい。

- (3) 令第3条の3第3号により正しい。
 (4) 法第8条の2第1項により、高層建築物は、用途、収容人員その他の条件に関わりなく統括防火管理者の設置義務があるため、正しい。

一つの防火対象物の管理権原が複数に分かれている場合、個々の管理権原ごとに防火管理を行っているだけだと、火災が発生した場合に、運命共同体として連携して行うべき通報連絡・避難誘導・消火活動などが適切に行えず危険な場合がある。このため、高層建築物や地下街などが急増の気配を見せていた昭和43年6月に、消防法第8条の2が制定され、共同防火管理制度が創設された。

共同防火管理を要する防火対象物は、法定の高層建築物と消防長若しくは消防署長が指定する地下街以外は令第4条の2（現令第3条の3）で定められているが、当初は、地階を除く階数が5以上の(16)項だけだった。千日デパートビル火災（昭和47年）を契機として昭和47年12月に(16)項がイとロに分けられ、静岡ゴールデン街ガス爆発事故（昭和55年）を契機として昭和56年1月に(16)の3)項が創設されると、旧令第4条の2も相応の改正がなされた。さらに昭和62年11月、特定用途防火対象物は、複合用途防火対象物でなくても共同防火管理制度の対象として義務づけられた。その後、長崎県大村市のグループホームの火災（平成18年）を契機とした(6)項口に関する規制強化を受けて、平成19年に令第4条の2も相応の改正がなされている。

平成24年6月には、共同防火管理制度が、より実態に即した統括防火管理者制度に改正されると、平成24年10月に旧令第4条の2（共同防火管理を要する防火対象物の指定）が新令第3条の3（統括防火管理者を定めなければならない防火対象物）に改正されたが、その内容は変更されずに現在に至っている。

（改正経過とその内容については、東京理科大学ホームページ「消防法令改正経過検索システム」による。以下の解説も同様。）

〔消防用設備等〕

問1 答 (3)

解説 令第13条第1項の表（指定可燃物関係部分）により、消防法令上、有効な消火設備として粉末消火設備を設置できるのは、選択肢(3)のみである。

「指定可燃物」は、「わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの」とされている（消防法第9条の4）。この「政令」は、危険物の規制に関する政令第1条の12であり、「法第9条の4の物品で政令で定めるものは、（危険物の規制に関する政令）別表第四の品名欄に掲げる物品で、同表の数量欄に定める数量以上のものとす

る。」とされている。

「指定可燃物」という概念は、昭和63年の法改正において危険物の範囲の見直しとあわせて従前の「特殊可燃物」及び「準危険物」という概念を統合整理したものである（消防法施行令解説）。

令別表第1に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危険物の規制に関する政令別表第四で定める数量の1,000倍以上貯蔵し、又は取り扱うものにはスプリンクラー設備の設置が義務づけられている（令第12条第1項第8号）が、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下「水噴霧消火設備等」）を消防法令上適正に設置した場合には設置しないことができることとされている（令第12条第3項）。

水噴霧消火設備等のうち、指定可燃物を所定の数量以上貯蔵し、又は取り扱う防火対象物又はその部分に設置できる消火設備は、令第13条第1項に定められている。

指定可燃物は4種類に分類されているが、粉末消火設備を設置できるのは、その消火剤の特性と放出方式などから、選択肢(3)に掲げるもの（可燃性固体類、可燃性液体類又は合成樹脂類（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを除く。）に係るもの）だけとされている。

問2 答 (1)

解説 (1) 令第29条の3第1項により、無線通信補助設備は、別表第1（16)の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000㎡以上のものに設置することとされているため、誤り。

(2) 則第31条の2の2第1項第1号により、正しい。

(3) 則第31条の2の2第1項第1号により、正しい。

(4) 則第31条の2の2第1項第2号により、正しい。

無線通信補助設備は、当時大きな問題になっていた地下街の火災危険対策の一環として、大洋デパート火災を契機として行われた昭和49年7月の政令改正で、非常コンセント設備（令第29条の2）と同時に、消火活動上必要な施設の一つとして義務づけられたものである。

漏洩同軸ケーブル等により伝送される電波は、当初は150メガヘルツ帯又は消防長若しくは消防署長が指定する周波数帯における電波とされていたが、消防無線のデジタル化が進められていた期間（平成21年から平成28年）の平成25年3月に、則第31条の2の2第1項第1号が選択肢(3)のように改正された。

〔防火査察〕

問1 答 (2)

解説 (1) 消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料について」の送付について